企画・発行 上野税理士法人

〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目5-15 荘栄建物ビル8階 TEL 03-6262-1485 FAX 03-6262-1486 E -mail: info@care-mas.com http://www.care-mas.com

C-MAS

情報

「**激変!介護報酬改定と算定基準の全解説** 新·人員設備基準解説と新報酬単位と新加算·減算対策」

日時: 4月20日(月) 13:30-16:30

セミナー 会場: ゆうぽうと 【五反田駅 徒歩7分】(詳しくは、http://www.care-mas.com まで)

講師: 小濱 道博氏 (小濱介護経営事務所 代表)

東京都 サ高住のガイドラインを策定

東京都は、サービス付き高齢者向け住宅(以下 サ高 住)における医療・介護連携の質の確保及び向上など を目的として、「サービス付き高齢者向け住宅における 医療・介護連携のガイドライン」を策定した。

都内のサ高住は平成27年3月1日現在で257件9,623 戸にのぼり、多くのサ高住が医療機関や介護事業所と 連携して高齢者の生活をサポートしている。一方、連 携の方法や内容等は住宅によって異なるため、連携の 質の確保及び向上を図っていく必要がある。ガイドラ インは、サ高住を運営する事業者等のうち、医療・介 護連携を行っている事業者を対象に、守らなくてはい けない必須のポイントと、守ることが望ましいポイン トを提示している。

東京都は、ガイドラインのチェックリストを、年1 回医療・介護連携を行っている全ての住宅を対象に送 付し、提出を依頼。提出されたチェックリストは、都 民の住まい選びの参考とするために、都のホームペー ジで住宅ごとに公表を行う予定だ。

<東京都ホームページ>

http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/03/ 20p39200.htm

厚労省 介護職員処遇改善加算の事務連絡

厚労省は、17日、「介護職員処遇改善加算に関する取 扱い」の事務連絡を都道府県に通知。賃金改善の額を より正確に把握するため、新たに、加算を取得した場 合の賃金水準と取得前の賃金水準の提出を求める。

また、経営悪化等により賃金水準を低下せざるを得 ない場合の取扱いについても明記。引き下げが認めら れる場合の要件として、サービス利用者数の大幅な減 少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が 赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況にあ ることをあげている。また、次の手続きが必要。 金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意 を得るなど必要な手続をとること 賃金水準を低下 せざるを得ない状況であること等が確認できる書類を 届け出ていること。

固定資産税の特例から除外となる「特定空家等」

近年、空き家が全国的に増加しており、総務省が実施 した住宅・土地統計調査によると、全国の空き家の数は 820 万戸 (平成 25 年 10 月 1 日時点)に上り、このうち 「賃貸用又は売却用の住宅」及び「別荘などの二次的住 宅」を除いた空き家の数は318万戸となっている。

このような空き家の中には、適切な管理が行われてい ないために、防災や衛生、景観などの問題で、地域住民 の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがある。そ のため、空き家の除去・適正管理を促進し、市町村によ る空き家対策を支援することなどを目的とした「空き家 等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年2月26 日に一部を除き施行された(完全施行は平成27年5月 26 日)。

そのまま放置していると倒壊など著しく 同法では、 保安上危険となる恐れのある状態、 著しく衛生上有害 となる恐れのある状態、 適切な管理がされていないた め著しく景観を損なっている状態、 その他周辺の生活 環境の保全を図るために放置することが不適切である 状態にある空き家等を「特定空家等」と定義し、市町村 による立ち入り調査や、所有者に対する修繕等の命令、 解体撤去の行政代執行などが可能になる。

また、平成27年度税制改正においては、特定空家等 の敷地に対する固定資産税等の住宅用地特例が見直さ れる。住宅用地特例は、固定資産税の課税標準額を 1/6 (200 ㎡以下の部分)又は1/3(200 ㎡超の部分)に、 都市計画税の課税標準額を 1/3 (200 ㎡以下の部分) 又 は 2/3 (200 ㎡超の部分)とする軽減措置だが、建物を 除却して更地にすると特例が使えなくなるため、空き家 の放置につながっていると指摘されていた。

そのため改正では、「市町村長が特定空家等の所有者 等に対して周辺の生活環境の保全を図るために必要な 措置を取ることを勧告した場合は、その特定空家等に係 る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象か ら除外する」こととされた。

詳しくはお気軽に <info@care-mas.com> まで